

関係各研究機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会

理事長 小野元之

平成23年度科学研究費補助金（特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究（A・B））の公募について（通知）

このことについて、別添「平成23年度科学研究費補助金公募要領（特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究（A・B））」（以下「公募要領」という。）により公募します。

ついては、貴職より関係者に周知していただくとともに、貴研究機関において、応募者がいる場合には、公募要領「V 研究機関の方へ」の内容に従い、応募手続等必要な事務を行ってください。

また、平成23年度科学研究費補助金に応募する研究機関及び平成23年度に科学研究費補助金の継続課題がある研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備等の実施状況報告書」を、平成22年10月8日（金）までに府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を使用して提出してください（別途、提出方法等について、文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室より詳細を通知予定。）。報告書の提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者の応募が認められませんので、御留意願います。詳細については、9月下旬に本会ホームページに掲載予定の「公募要領等説明会の資料」及び「お知らせ」を参照してください。

なお、今回の公募において、別添「平成22年8月19日22文科振第264号」の別紙5のとおり、文部科学省からの通知に基づく変更点があります。研究代表者の交替を平成23年度から認めないこととしていますが、研究代表者に事故等があった場合の取扱いなど運用上の留意点については、交付の内定時期までに本会ホームページなどでお知らせします。

（本件担当）

〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地（住友一番町F Sビル）

独立行政法人日本学術振興会

【基盤研究（A・B・C）、挑戦的萌芽研究、若手研究（A・B）】

研究事業部 研究助成第一課

電話 03-3263-4682, 4779, 4758, 4702, 0980, 1108, 1043, 4796, 4724, 4764, 0976

【特別推進研究、基盤研究（S）】

研究事業部 研究助成第二課

電話 03-3263-4254 （特別推進研究担当）

03-3263-4388, 4632 （基盤研究（S）担当）

22文科振第264号
平成22年8月19日

独立行政法人

日本学術振興会理事長 殿

文部科学省研究振興局長

倉持隆雄



独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費補助金の
交付等の手続きに関する業務について（通知）

貴法人の「中期計画」（第一の2「学術研究の助成」）により、貴法人が文部科学省の
定めに沿って行う科学研究費補助金事業の交付等の手続に関して、平成23年度公募に
際して設定する下記の事項について、別添のとおり定めましたので通知します。

なお、平成23年度公募における主な変更点についても併せて通知します。

記

応募対象者、応募対象研究機関
研究種目（目的・性格、応募総額等）の内容
公募の際の重複制限

平成 23 年度公募における主な変更点について

科学技術・学術審議会学術分科会における審議等を踏まえ、平成 23 年度科学研究費補助金の公募に当たっては、主に以下の 4 点について変更を行った。

- ①応募資格の変更
- ②科研費被雇用者（科研費により雇用されている者）の取扱い
- ③研究成果報告書を提出しない場合の取扱い
- ④研究代表者の交替の取扱いの変更

なお、公募要領における記載内容は下記のとおりとする。

記

①応募資格の変更

教育を受けるとともに研究を指導される立場にある「学生」については、科研費に応募することができません。このため、平成 23 年度公募から、学生については、その所属する研究機関又は他の研究機関において研究活動を行うことを職務として付与されている場合であっても、応募することはできません。

ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職についている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する者については、ここでいう「学生」には含まれません。

また、既に研究代表者として研究を実施している場合に限り、平成 23 年度以降も当該研究課題を実施することができます。なお、既に研究分担者又は連携研究者として参画している場合には、当該研究課題の交付申請時に研究組織から外れる必要があります。

②科研費被雇用者（科研費により雇用されている者）の取扱い

科研費被雇用者は、通常、雇用契約等において雇用元の科研費の業務（以下「雇用元の業務」という。）に専念する必要があります。このため、雇用元の業務に充てべき勤務時間を前提として自ら科研費に応募することは認められませんので、平成 23 年度公募において、その取扱いを明確にしました。

ただし、雇用元の業務以外の時間を明確にし、かつ、その時間をもって自ら主体的に科研費の研究を行おうとする場合には、次の点が研究機関において確認されていれば科研費に応募することが可能です。この場合、研究代表者として応募することができるほか、研究分担者及び連携研究者等になることもできます。

また、継続研究課題も同様に、次の点が研究機関において確認されていれば、自ら科研費の研究を実施することができます。

- ・ 科研費被雇用者が、雇用元の業務以外に自ら主体的に研究を行うことができる旨を雇用契約等で定められていること
- ・ 雇用元の業務と自ら主体的に行う研究に関する業務について、勤務時間やエフォートによって明確に区分されていること
- ・ 雇用元の業務以外の時間であって、自ら主体的に行おうとする研究に充てることのできる時間が十分確保されていること

③研究成果報告書を提出しない場合の取扱い

研究終了後に研究成果報告書を理由なく提出しない研究者については、補助金を交付しません。また、当該研究者が交付を受けていた補助金の交付決定の取消及び返還命令を行うことがあるほか、当該研究者が所属していた研究機関について、その名称等の情報を公表する場合があります。

さらに、研究成果報告書の提出が予定されている研究者が、研究成果報告書を理由なく提出しない場合には、当該研究者の提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなりますので、研究機関の代表者の責任において、研究成果報告書を必ず提出してください。

④研究代表者の交替の取扱いの変更

研究代表者は、研究計画の遂行に関してすべての責任を持つ研究者であり、重要な役割を担っています。応募に当たっては、研究期間中に退職等により応募資格を喪失し、責任を果たせなくなることが見込まれる者は研究代表者となることを避けるよう求めています。

こうしたことから、平成23年度からは、既に採択されている研究課題についても、研究代表者を交替することは認めないこととします。